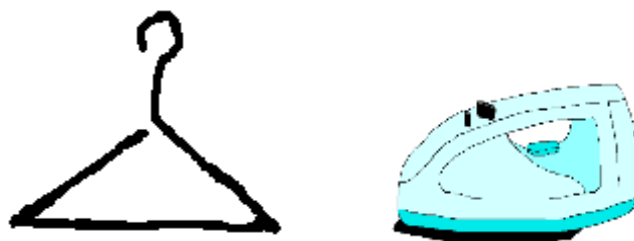


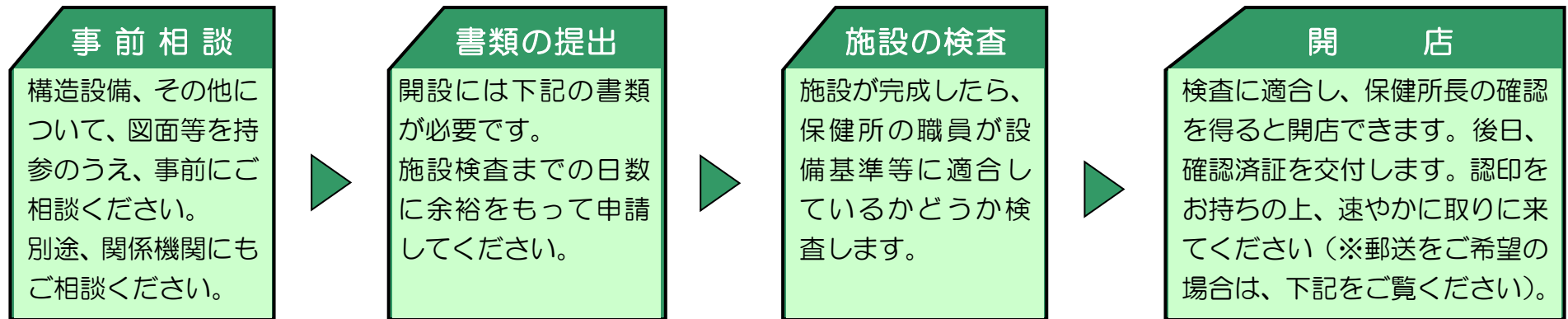
# クリーニング所(一般) の て び き



東京都西多摩保健所  
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15  
電話 0428(22)6141  
ファックス 0428(23)3987

## クリーニング所(一般)開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 有資格者の免許証（**本証**提示）
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6ヶ月以内）（**原本**提示）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：  
送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）をご用意ください。

# (例) クリーニング所 (一般) 構造設備概要

## 区分処理・格納設備

○洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

## テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

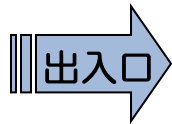
○貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。  
○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

## 利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

## 受取り、引渡し場

○仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。



## 換気・採光・照明

○クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

## ドライ設備

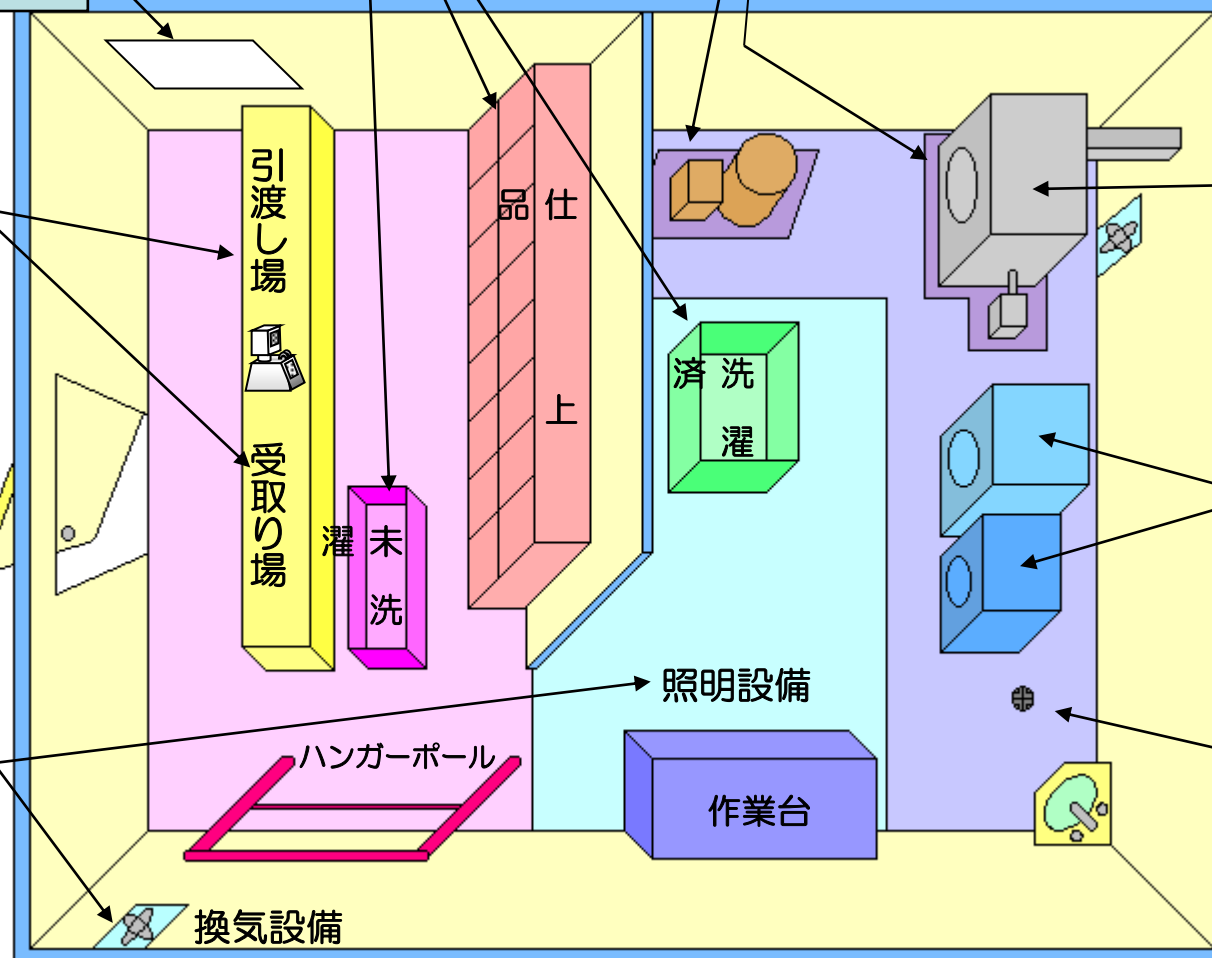
○排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

## 業務用機械

○洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

## 洗いの床

○不浸透性材料とする。  
○適当な勾配と排水口を設ける。



## クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築
- ・ 施設を建て替え 等

#### 必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

### ◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変更
- ・ 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- ・ クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数、使用溶剤など）となります。

**\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
(履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等)

### ◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 法人が合併・分割した。

#### 必要書類（個人の場合）

- \* 承継届
- \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
  - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

### ◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

#### 必要書類

- \* 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

## クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。</li> <li>・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。</li> </ul>
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。</li> <li>・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。</li> <li>・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。</li> </ul>
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。</li> <li>・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。</li> </ul>
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング師は全員、<b>3年に1回、研修</b>を受けること。</li> <li>・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、<b>3年に1回、講習</b>を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。</li> <li>・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。</li> </ul>

## 関係機関一覧

<b>クリーニング師試験について</b>		
東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎30階南側 ☎ 03-5320-4358 (直通)		
<b>クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について</b>		
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751 (代表)		
<b>消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について</b>		<b>消防法・火災予防条例</b>
所管の消防署（稲城市、島しょ地区は消防本部）		
<b>排水・下水・浄化槽などについて</b>		<b>下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法</b>
	<b>担当機関</b>	<b>所管する市町村</b>
排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地域の市町村
排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等)	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当（立川合同庁舎） ☎ 042-525-4771 (直通)	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当（都庁第二本庁舎19階） ☎ 03-5388-3494 (直通)	島しょ地域
浄化槽を設置する場合	東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当（立川合同庁舎） ☎ 042-528-2692 (直通)	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 施設審査担当（都庁第二本庁舎19階） ☎ 03-5388-3583 (直通)	島しょ地域

**特別管理産業廃棄物について** **廃棄物処理法**

多摩地域：東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当（立川合同庁舎） ☎ 042-528-2693(直通)  
 島しょ地域：東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当（都庁第二本庁舎19階） ☎ 03-5388-3587(直通)

**工場・指定作業場について** **東京都環境確保条例**

市：各市環境主管課  
 町村：東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 調整担当（立川合同庁舎） ☎ 042-523-3516(直通)  
 島しょ地域：東京都環境局 環境改善部 大気保全課 調整担当（都庁第二本庁舎20階） ☎ 03-5388-3491(直通)

**建物の建築（建築確認等）について** **建築基準法・東京都建築安全条例 等**

担当機関	所管する市町村	全域を担当
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当（立川合同庁舎） ☎ 042-548-2044	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当（小平合同庁舎） ☎ 042-464-2154	小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当（青梅合同庁舎） ☎ 0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	
各特定行政庁（市）建築指導担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市	
東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課※ （都庁第二本庁舎3階） ☎ 03-5388-3372（直通） ※一部手続きについては、各支庁が担当することがあります。	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	

**用途地域について** **都市計画法**

各市町村の都市計画担当へご確認ください。